

## 新たな避難指示区域にかかる活動上の留意点について

平成24年3月30日  
原子力被災者生活支援チーム

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定した警戒区域及び避難指示区域（計画的避難区域を含む）について、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日 原子力災害対策本部決定）に基づき、同区域内の一部地域について警戒区域を解除するとともに、従来の避難指示区域が見直され、「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」の3つの区域が新たに設定されることになりました。それに伴い、これらの区域への立入り等が一部見直されることから、区域内での活動を安全・安心に行っていただくために、以下の通り留意点を取りまとめました。

### 1. 新たな避難指示区域での活動の留意点（各区域に共通する事項）

新たに設定される区域（「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」）については、引き続き避難指示が出されており、立入りの際の安全・安心を確保するために、特に以下の点についてご留意ください。

- 道路・信号等の復旧状況が地域によって異なることから、車の運転には十分に気を付けること。
- 区域内で保管されていた飲食物は、区域からの持ち出しを含め飲食・利用を控えること。
- 区域内では宿泊しないこと。
- 区域内で喫煙や火気を使用する作業を行う場合等には、火の取り扱いには十分に気をつけること。
- 防犯上の観点から、区域内に貴重品等を残さないこと。

## 2. 「避難指示解除準備区域」における留意点

### (1) 「避難指示解除準備区域」について

「避難指示解除準備区域」は、現在の避難指示区域のうち、年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域です。

同区域は、当面の間は、引き続き、避難指示が継続されることとなりますが、復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す区域です。

### (2) 区域内での活動について

「避難指示解除準備区域」では以下の活動が可能です。

- ① 住民の一時的な帰宅（ただし、宿泊は禁止）
- ② 公益を目的とした一時的な区域への立入り（防災上不可欠な施設や基幹道路等の復旧を含む）<sup>(※1)</sup>
- ③ 公的インフラ等の災害復旧事業<sup>(※1)</sup>
- ④ 製造業等の居住者を対象としない事業の再開
- ⑤ 病院、福祉施設、店舗等の居住者を対象とした事業の再開のための準備
- ⑥ 営農の再開<sup>(※1)</sup><sup>(※2)</sup>
- ⑦ 上記に付随する保守修繕及び運送業務等（例：自宅の修繕工事や、引越し事業者による荷物の持ち運び等）<sup>(※1)</sup>

この区域においては、スクリーニングや線量管理等は原則として不要です。

### 3. 「居住制限区域」にかかる留意点

#### (1) 「居住制限区域」について

「居住制限区域」は、現在の避難指示区域のうち、現時点からの年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の方の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域です。

同区域は、将来的に住民の方が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染を計画的に実施するとともに、広域の地域経済社会の復興のために地元自治体から早期復旧が強く要望されている施設の復旧などを行う区域であり、住民が受ける年間積算線量が20ミリシーベルト以下であることが確実であることが確認された場合には、「避難指示解除準備区域」に移行することとします。

#### (2) 区域内での活動について

「居住制限区域」では以下の活動が可能ですが、年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあることから、不要な被ばくを防ぐために、不要不急の立入りは控えていただくとともに、用事が終わったら速やかに区域から退出してください。

- ① 住民の一時的な帰宅（ただし、宿泊は禁止）
- ② 公益を目的とした一時的な区域への立入り（防災上不可欠な施設や基幹道路等の復旧を含む）<sup>(※1)</sup>
- ③ 特例的に認められる事業の再開

この区域においては、一時的な立入りの場合、スクリーニングや線量管理などは原則として不要です。

なお、一時的な立入の際には、以下の点に注意することで、受ける放射線の量を低減することが期待できます。

- 屋外での滞在や作業をできるだけ控える。
- 徒歩で移動する場合には、短時間にする。移動にあたっては、なるべく車を利用する。
- 通常の服装（夏季であれば薄着でも）で問題ないが、気になるようであれば、マスクをする。
- 河川水、雨水は飲用に用いない。
- 蛇口からの上水については、水道事業管理者の指示に従えば飲用して問題ない。<sup>(※3)</sup>

- 屋外での活動後には、手や顔を洗い、うがいをする。
- 土や砂が口に入った場合にはよくうがいをする。
- 屋内に入るときには、靴の泥をできるだけ落とす。
- 土ぼこりや砂ぼこりが多いときには窓を閉める。ただし、しばらく人が立入っていない場合などは室内の温度が高温になっている場合があるため、暑さ対策として風の吹き込まない窓を開け、必要な時間、換気をする。
- 屋外での喫煙、飲食等を避ける。
- 屋外に保管してあったもの（自転車、三輪車等）を運び出す際は、洗浄するか拭き取る。

※1 区域内において、放射性物質の除染等作業及び廃棄物の処理等を実施する事業者の方は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）等が適用されます。なお、生活基盤の復旧作業を実施する事業者は、除染類似作業（汚染された土壌等や廃棄物を取り扱う作業）や、その準備作業（測量）を実施する場合、厚生労働省の「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」のうち、線量管理等の必要な事項を実施する必要があります。

※2 同区域内における営農については、稲の作付け制限等の国の指示を守るとともに、除染の動向にも留意してください。

※3 井戸水については、環境省が実施した警戒区域及び計画的避難区域における地下水のモニタリング（計42地点）において摂取制限値以下であることが確認されています。

#### 4. 「帰還困難区域」における留意点

##### (1) 「帰還困難区域」について

「帰還困難区域」は、5年を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域です。

##### (2) 区域内での活動

同区域の汚染レベルは非常に高いレベルであることから、引き続き避難の継続を求める地域です。その場合でも、例外的に、可能な限り住民の方の意向に配慮した形で一時立入り及び公益目的での立入りを実施することを検討します。一時立入りを実施する場合には、スクリーニングを確実に実施し個人線量管理や防護装備の着用することが求められます。

「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」の設定状況については、ホームページ上で情報を公開しておりますのでご確認ください。

<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>